

つた。能登の語義に就いて、國語を以て釋かんとするものは、皆トを以て流水出入の所の義なりとし、瀬戸といひ、湊といひ、速吸之門といひ、速來之門といふが如きを例とするが、而もノの語義が明らかでないから紛々たる異説を生じてゐる。古史通には、トを以て渡の義であるとし、ノトは佐渡に對して呼ばれたもので、古語のノに長き意があるから、其の國の地形によるものであらうとするが、甚だ不徹底なるを免れぬ。一説に、今の鹿島郡なる七尾邊は、内海の陸地に入ること咽喉の如くであるから、此の郡を古へは能登郡と名づけたのを、やがて一國の名に負はせたのであらうといひ、越登賀三州志に「今鹿島郡に大吾郷あり。羽昨郡(鹿島郡の誤)に酒井保あり。熊木酒屋の歌及び僧清見へ能登酒を送る歌は、萬葉集に見えたり。」というて、諸國名義考の能登は吾所か吾門かといへる説を肯定しようとするが如きは、皆一の好談議として之を聽くべきである。又國語以外に能登の義を解かんとするものには、嘗て志賀矧川があつた。それは能登が伊豆と同じくアイヌ語で、半島を意味するものであるとしたのである。しかし他の學者は、奥羽以外の地名で確にアイヌ語であると斷じ得べきものは一つも無いとするものがある。又佐伯好郎は東方學報第六冊に、能登が滿洲語の能登又は能登又は能典(Nagun(遼史卷一百)であつて、先即ち地先を示す言葉として用ひられてゐるとの説をなしてゐる。

ノト 能登 船舶の名稱。寶龜七年渤海國使王新福の歸蕃しようとした時、朝廷は左兵衛佐板鎌束を船師として送らしめた。既にして鎌束の任を終へて歸るや、我が學生高内弓・その妻高氏・男廣成・綠兒一人・乳母一人、並びに入唐學問僧融優婆塞がこの舟に搭乘したが、海上颶風に遭うて方に迷ひ、船師・水手波の没する所となつた。時に鎌束議していふ。今異方の婦女の船上に在るのみならず、又この優婆塞衆人と異にして一食數粒なれども飢えぬ。風漂の災必ず此に由るであらうと。乃ち内弓の妻・綠兒・乳母・優婆塞の四人を捕へ、水手をして悉く海に投ぜしめた。しかも風勢尙強かつたので、幸に船靈に頼つて平安に國に到るを得れば必ず朝廷に請うて錦冠を以て酬いようと祈り。十數日漂流の後に隱岐の國に着した。是を以て八月十二日船を名づけて能登といひ、宿禰によつて從五位下を授け、その冠の製は錦を表とし絶を裏とし、紫紐を纒とし、而して鎌束は人を海に投じた罪により、十月六日勘當して獄に下された。蓋しこの船に能登を以て名づけたことは、その能登に於いて建造せられたによるなるべく、隨つてその發航も能登からしたことは殆ど疑を容れぬ。

ノトイタクニタマヒコジンジャ 能登生國玉比古神社 鹿島郡金丸に在る。式内等舊社記に「能登生國玉比古神社。式内一座。金丸保金丸村鎮座。舊傳云。當國々魂之神。而祭神多食倉長命也。故今稱「多食倉社。」と見え。大日本史神祇志には、多食倉長は多氣倉彦の誤で、高倉彦と同神であらうとの説を立てゝゐる。本郡矢田郷村にも亦能登生國玉比古神社はあるが、それはもと氣多本宮と稱したもので、式内等舊社記にも式外の舊社であるとしてゐる。

ノトイタクニタマヒコジンジャ 能登生國玉比古神社 ↓ケタホングウ 氣多本宮。
ノトイチノミヤエング 能登一ノ宮緣起
一冊。羽昨郡氣多神社の緣起であるが、後世國史等によつて撰述したものゝやうである。
ノトイチノミヤエングノウチヨウ 能登一ノ宮年貢納帳 二冊。羽昨郡氣多神社藏。一冊は一宮社務職御年貢米錢納帳とあり、一冊は外題に惣合回納帳、巻初に一宮惣分目帳、巻尾に享祿四年七月吉日と記され、共に社有の田地の字・反別・作人等が載せられ居る。
ノトイチランキ 能登一覽記 一冊。寶永元年孟夏初五日金澤を發し、羽昨より外浦に添うて三崎に出で、更に内浦を七尾に向かひ、邑知湯南岸を敷波に出で、廿九日金澤に歸つたものであつて、著者は不明である。
ノトカイドウ 能登街道 加賀から能登に入るには、河北郡津幡で北陸道から分岐し、高松を過ぎて初めて國境に達する。次いで羽昨郡免田・北川尻・米出・今濱・宿を経て敷波に至り、直に北行するものは敷波・柳瀬・新保・粟生・兵庫・羽昨・一宮・龍・柴垣・大島・大念寺・川尻・町・安部屋・上野・百浦・赤住・福浦・牛下・生神・七海・富木・中濱・相神・風戸・風無・千浦・赤崎・鹿頭・前濱・鳳至郡劍地・藤濱・黒島・鹿磯・深見・五十洲・皆月・大澤・赤崎・鶴入・輪島・惣領・名舟・大川・時國・珠洲郡仁江・片岩・長橋・大谷・高屋・折戸・川浦・狼煙・寺家、之を外浦往來といひ、正保四年の調査によつて、國境から寺家に至るまでを廿七里廿二町餘と測られた。又羽昨郡敷波から東北に折れるものは半島を横斷し、子浦・飯山・鹿島郡高畠・二宮を経て東海岸の所ノ口に出で、それより舟尾・田鶴濱・白濱・鹽津・筆染・中島・外・鳳至郡會福・鹿島・根木・志・浦・之・崎・鶴島・穴水・麥浦・中居・比良・岩車・鹿波・曾良・甲・沖波・前波・宇加川・古君・鶴川・七海・矢波・波並・藤波・宇出津・珠洲郡羽根・小浦・眞脇・小本・越坂・白丸・九里川尻・松波・戀路・鶴島・鶴岡・南方・北方・飯田・鹿野・正院・蛸島・伏見・引砂・宇治・森腰・粟津を通過して寺家に達する。その所ノ口より寺家に至るまでを内浦往來といひ、亦同年の計算によつて廿二里十五町餘と定められた。
ノトガハ 能登川 ↓ナガソガハ 長曾川。
ノトカハナカミヨウジンジャ 能登河中明神社 鹿島郡德前に在つて、今は能登神明神社と稱する。式内等舊社記に「能登河中明神社、朝日庄内德前村鎮座。祭神國造始祖彦狹島命。社地能登川河上也。故古來稱「能登河中明神。」今云德前明神宮。舊社也。」とある。
ノトガマ 能登釜 一冊。七尾の俳人提要著。京井簡屋庄兵衛板。前卷には元祿十二衣更着中鳳下童言水の序、涼風軒提要の自序があつて、諸家の發句を集め、元祿十二己卯年中春下旬應々翁方山の跋を加へ、下巻は主として附合で、元祿己卯花晚中旬吟花堂晚山の跋を附する。
ノトガマ 能登釜 鳳至郡中居に産するものを能登釜・能登鍋といひ、越中高岡の岡釜・岡鍋と區別した。能登釜が名産たることは、藤原明衡の新猿樂記・玄惠法師の庭訓往來にも見えるから、古くからの事である。
ノトコクシハダケヤマドノデンキ 能登國司畠山殿傳記 一冊。卷首に畠山氏の出自とその能登入國の次第が僅かに記されて、直に